米国FDAによる食品リコールと輸入警告のトレンドと対策

令和6年11月22日

出所：Getty Images

Eureka Global Solutions, LLC
代表取締役社長
ボイド敏子

免責事項

Eureka Global Solutions
International Business Advisory Services

本プレゼンテーションで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用下さい。米国輸出支援プラットフォームでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、本プレゼンテーションで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、米国輸出支援プラットフォームおよび執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承下さい。

本件に関する問い合わせ先 ： 米国輸出支援プラットフォーム
電話番号：1-213-624-8855　　Email アドレス：lag-USPF@jetro.go.jp

米国輸出支援プラットフォームでは、「米国FDA規制の更新情報、インポートアラート情報、リコール情報」としてFDA等の発出する新規規制やインポートアラート（輸入警告）、リコール情報を毎月、HPに掲載している。この中から、米国食品医薬品局（FDA）の発出する輸入警告とリコール情報のトレンドを取り上げ、対策をまとめた。

（参考）

https://www.jetro.go.jp/agriportal/platform/us/pf_lag.html

目次

第一部：食品リコール

- 1.1　リコールの目的と主な要因
- 1.2　リコールのクラス分け（クラス１，２，３）
- 1.3　リコールについて知っておくべきこと
- 1.4　最近のリコールのトレンドと注意点
- 1.5　リコール参考情報

第二部：輸入警告(インポートアラート)

- 2.1　輸入警告の背景と目的
- 2.2　輸入警告の対象となった場合の影響
- 2.3　日本企業が多くみられる輸入警告 - トップ１２
- 2.4　レッドリスト、イエローリスト、グリーンリスト
- 2.5　輸入警告の掲載を削除するには
- 2.6　輸入警告参考情報

Eureka Global Solutions
International Business Advisory Services

Eureka Global Solutions
International Business Advisory Services

第一部：食品リコール

出所：NJ.com

1.1 リコールの目的と主な要因

食品リコールとは、米国食品医薬品局(FDA)の規制に違反する食品を市場から取り除くこと。米国農務省(USDA)が管轄する肉、鶏肉、加工卵製品を除くすべての食品が対象となる。

食品リコールは特に、妊娠中の人や、慢性疾患や治療により免疫力が弱っている消費者に有害な影響や病気を引き起こす可能性があるものを、市場から取り除くことを目的としている。

食品リコールの主な要因は以下の通り。

- 有害病原菌、ウイルス、寄生虫などの病原微生物による汚染
- 食品に含まれる主要なアレルゲンが製品ラベルに記載されていない
- 栄養補助食品に医薬品の有効成分が含まれている
- 割れたガラスや金属片、プラスチック片など異物の存在　など

出所：FDA / Food Recalls: What You Need to Know

1.2リコールのクラス分け

連邦規則 21 CFR Part 7.3に基づき、FDAのリコール区分は、以下の3つのクラスに分類される。クラスが上位ほど、重要度が高い。

クラス Ⅰ:
重症や死亡を引き起こす可能性のある製品のリコール。
例）食品ラベルにアレルゲン警告表示がない、また、調理せずにそのまま食べられる食品にサルモネラ菌、リステリア菌、ボツリヌス菌など、重度の食中毒の原因となる可能性のある有害な細菌が含まれているなどの食品安全上の問題が発覚した場合。
クラス Ⅱ:
一時的または可逆的な重傷や病気を引き起こす可能性のある製品リコール。（可逆的：疾患や症状が、医療の介入などにより元の状態、正常な状態に戻る）
例）プラスティックや金属の破片などの異物の混入汚染や、魚介類の汚染（例えば鉛）が含まれている場合。
クラス Ⅲ
求められているアレルゲン表示がない場合や、怪我や病気を引き起こす可能性は低いが、FDA規制に違反する製品リコール。
例）重量の不正確な表示がある場合、原材料一覧にはアレルゲンが表示されているが、アレルゲン警告として求められているContains：というアレルゲン表示が無い場合や、非オーガニック製品にオーガニックと表示されているなど。

1.3　リコールについて知っておくべきこと

- リコールのきっかけは、FDAによる市場の製品へのランダム（無作為）サンプリングの結果や、消費者からの苦情などによるもの。

- 食品リコールは通常、食品の製造業者または販売業者が自主的に開始するが、状況によっては、FDAがリコールを要求または命令することがある。

- 企業が自主的にリコールを開始する場合でも、必ずFDAの担当部局に連絡し、指示を得る必要がある。リコールのクラス分けは、FDAが決定する。FDAのリコール担当は州によって異なるため、以下のリンク（リコール　コーディネーター）をご参照のこと。

（参考）リコール　コーディネーター：

https://www.fda.gov/safety/industry-guidance-recalls/oii-recall-coordinators

- FDAにより、クラスI、またはクラスIIと判断された場合、リコールを実施する必要がある。クラスIIIとされた場合、リコールすべきかどうかFDAに相談する必要がある。リコールする必要がないとFDAに判断された場合でも、企業は任意にリコールすることができる。

1.4　最近のリコールのトレンドと注意点①

過去15カ月（2023年7月～2024年9月）のデータを分析したところ、以下のことが分かった。

リコール案件として最も多かったのが、主要食品アレルゲン表示漏れで128件（45.9%）。アレルゲン表示が義務付けられている９種の食品は、原材料リストに記載するだけでなく「CONTAINS：〇〇」とアレルゲン物質を表示する必要がある。アレルゲン表示が義務付けられているアレルギー物質は、乳、卵、魚、甲殻類、ナッツ、ピーナッツ、小麦、大豆、ゴマである。魚、甲殻類、ナッツについては、その種も明記する必要がある。

２番目に多かったのが、有害病原菌の検出によるもので、103件（36.9%）。主な病原菌はサルモネラ菌、リステリア菌など。

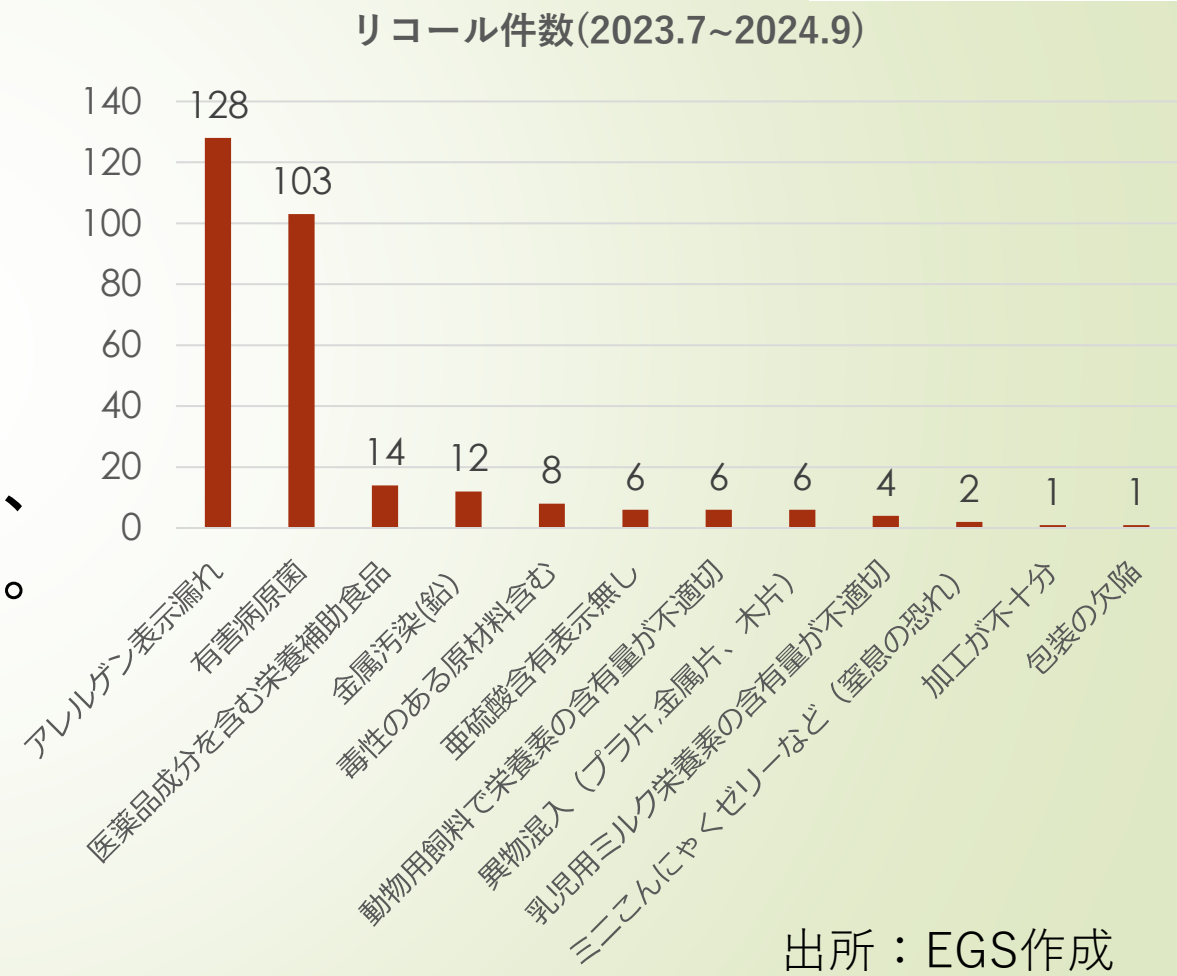

出所：EGS作成

1.4　最近のリコールのトレンドと注意点②

- ３番目に多かったのは栄養補助食品（ダイエタリーサプリメント）に医薬品の有効成分が含まれていたもので、13件（4.7%）であった。FDAは栄養補助食品を食品・飲料の一部として規制しており、医薬品の有効成分を含むことは禁止している。出所：Dietary Supplements | FDA：https://www.fda.gov/food/dietary-supplements

- ４番目は、金属汚染、特に鉛が多く含まれていたものが12件（4.3%）であり、最近、増加傾向である。FDAは個別の製品カテゴリーに鉛の上限値を定めているものがあり、ボトル入り飲料水については5ppb、ジュースは50ppb、キャンデーは0.1ppmを上限としている。

出所：EGS

出所：CNN.com

ジュースに含まれる鉛の基準値は2004年に50ppbに設定後、2022年にガイダンス案が発表された。そのまま飲めるタイプのリンゴジュースについては基準値を10ppb、その他そのまま飲めるタイプのジュースについては20ppbに設定するとしているが、現状、正式な変更はない。今後、基準値が厳しくなる可能性はある。また、シナモンは子供が良く消費するアップルソースなどに使用されることが多いが、シナモンには鉛に汚染されているものある。そのため、シナモンやシナモンを含むアップルソースに対し、FDAのサンプリング検査が頻繁に行われている。

1.4　最近のリコールのトレンドと注意点③

- **亜硫酸塩の表示漏れ**

亜硫酸塩は、酸化防止剤、保存料の食品添加物として、米国で使用可能であり、ドライフルーツやワイン等に使用される。しかし、重篤なアレルギー反応を起こす消費者がいるため、10ppm以上含まれる場合（通常添加物として加えると10ppm以上になる）、ラベル上に表示することが、連邦規制上求められている。亜硫酸塩を使用しているのに表示がなかったことによるリコールは６件（2.2%）であった。（参考）連邦規則集 21 Part 130.9：

https://www.ecfr.gov/current/title-21/chapter-I/subchapter-B/part-130/subpart-A/section-130.9

出所：Adobe Stock

日本では、酸化防止剤、保存料、防腐剤、漂白剤として、ワイン、ドライフルーツに加え、ジュース、かんぴょう、レンコン、エビ、カニ、栗の甘露煮などに亜硫酸塩が添加されることがある。添加している場合には、亜硫酸塩が含まれることを原材料リストに明記する必要がある。

- **ミニこんにゃくゼリーなど（窒息の恐れ）**

子供の窒息に繋がった事例が、過去にあった。そのため、ミニこんにゃくゼリーが２件（0.7%）、リコール対象となった。

出所：ACCC

1.5 リコール参考情報

- **執行報告書**: FDA規制対象製品のリコールについてはFDAの執行報告書（https://www.accessdata.fda.gov/scripts/ires/index.cfm）で確認できる。

- **FDA購読**: FDAはリコール購読サービス（https://public.govdelivery.com/accounts/USFDA/subscriber/new）を提供している。
  すべての食品リコール、商品固有のリコール（食品など）、および/または個別のリコール情報について、毎日または毎週通知を受けることができる。

- **公開警告は**、企業がリコール実績を一般の人々に知らせる効果的な方法で、企業がリコール情報の周知を希望する場合、FDAのウェブサイト「リコール、市場からの撤退、および安全性に関する警告」（https://www.fda.gov/safety/recalls-market-withdrawals-safety-alerts）に掲載される。

- **その他の政府機関**: 米国農務省(USDA)の規制対象製品のリコールについてはRecalls & Public Health Alerts（https://www.fsis.usda.gov/recalls）に掲載される。

- **リコール企業**: 製品撤去を開始した企業は、顧客に対してリコール通知を発行する必要がある。この通知には、製品名、パッケージのサイズと種類、ユニバーサル製品コード(UPC)、ロット番号、販売期限、使用期限などの製品コード、パッケージとラベルの写真、流通情報（販売された州や店舗など）など、リコール対象の食品を顧客が識別するのに必要な情報が含まれる。その他、必要な情報の特定は、FDAからリコール時に収集依頼がある。

Eureka Global Solutions
International Business Advisory Services

第二部：輸入警告（インポートアラート）

出所：FDA

2.1.1　輸入警告の背景と目的

輸入警告(Import Alert)は、米国に輸入される製品のうち、違反歴のある製品から米国の消費者を保護することを目的としている。
FDAは、輸入通関で行われる輸入検査で違反を発見した場合、製品を輸入警告のリストに載せ、その後、類似の荷口・商品を、物理的な検査を行わずに拘留することができる。これは「物理的検査なしの拘留」または「DWPE＝Detention without Physical Examination」と呼ばれる。

DWPEの対象となる製品が米国に到着した場合、輸入警告に記載されている違反がないことを、輸入業者がFDAに対して証明し、違反の疑いを克服できない限り、輸入港で拘留され、米国への持ち込みが拒否される。

出所：Eureka Global Solutions LLC

2.1.2　輸入警告の背景と目的

FDAが輸入警告を公表する理由は、米国の輸入者が外国のサプライヤーを決める際、または、現在の取引先が米国の食品安全の規制を違反して、輸入警告の対象になっていないかを常に確認することができるようにするためである。

例えば、FDAは、輸入港でランダム（無作為）に輸入食品を検査してサルモネラ菌が発見された場合、その製造会社による同様の製品をその後、検査することなく拘留することができる。輸入業者が違反の疑いを克服するために、どのような検査や根拠書類が必要であるかについては、各輸入警告の「ガイダンス」セクションに詳細情報が記載されている。

出所：FDA Activities for the Safety of Imported Seafood

2.2 輸入警告の対象となった場合の影響

連邦食品・医薬品・化粧品法のFD&C法セクション 801 (21 USC セクション 381)は、FDAの法律および規制に違反しているとみられる製品の輸入を拒否する権限を、FDAに与えている。FDA規制の違反が発覚し輸入警告のリストに掲載されると、以下のような影響がある。

- 輸入業者は、拘留された各貨物の検査に必要となる民間検査機関における、テスト費用を負担。
- 輸入業者は、民間検査機関のサンプリングに必要な商品の保管と輸送、FDA検査のための製品準備などの費用を負担。
- 輸入業者は、輸入警告の「レッドリスト」（後述）に掲載されている企業から食品を輸入すると、FDAの自主適格輸入業者プログラム(VQIP)への参加資格を失う。
- FDAの外国供給者検証プログラム(FSVP)規則により、食品輸入業者は外国のサプライヤーを承認する必要があり、輸入業者はサプライヤーが輸入警告の対象かどうかを確認する必要がある。これは、輸入業者が輸入警告の対象となっているサプライヤーから輸入できないことを意味するものではないものの、輸入業者が輸入警告に掲載されているサプライヤーから輸入する場合は、その正当な理由を、文書で示す必要がある。
- 民間の検査機関での検査やFDAによる追加検査など、拘留後に荷口が解放されるまでに数週間以上かかる場合がある。

2.3 日本の企業が多く見られる輸入警告①

2024年10月末日時点で10社以上、日本に住所のある企業が掲載されている輸入警告は多い順に以下の通り。

	輸入警告番号	輸入警告名	日本企業数	コメント
1	45-02	米国で使用が許可されていない着色料および/または含まれている着色料が表示されていない食品に対する、物理的検査なしの拘留	85	米国と日本で規制上使用可の着色料が異なるので米国輸出前に要確認。
2	16-39	リステリア菌汚染による、そのまま食べられる水産物に対する、物理的検査なしの拘留	21	
3	16-74	塩漬け、乾燥、くん製、漬物、発酵、塩水漬けされた、内臓を取り除かれていない魚、または部分的に内臓を取り除かれた魚に対する、物理的検査なしの拘留	20	個別解説（１）
4	99-39	不正表示と思われる輸入食品に対する、物理的検査なしの拘留	17	個別解説（２）
5	99-37	低酸性缶詰食品および酸性化食品の加工過程に必要な情報の届け出がないため、物理的検査なしの拘留	15	個別解説（３）
6	16-125	ボツリヌス毒素産生の可能性があるため、冷蔵（適切なラベルがなく冷凍されていない）の生魚、および低酸素包装された水産物に対する、物理的検査なしの拘留	14	個別解説（４）

2.3 日本の企業が多く見られる輸入警告②

2024年10月末日時点で10社以上、日本に住所のある企業が掲載されている輸入警告は多い順に以下の通り。（続き）

	輸入警告番号	輸入警告名	日本企業数	コメント
6	66-41	未承認の医薬品に対する、物理的検査なしの拘留	14	個別解説（５）
8	99-21	亜硫酸塩（二酸化硫黄）が添加されているにもかかわらず表示されていない食品に対する、物理的検査なしの拘留	13	かんぴょう、椎茸、千切り大根
8	16-120	水産物HACCPに準拠していない外国の加工業者（製造業者）からの魚/水産物に対する、物理的検査なしの拘留	13	
10	16-119	水産物輸入に求められる輸入者の義務が果たされていないものに対する、物理的検査なしの拘留	12	個別解説（６）
11	45-06	ステビアの葉、ステビアの葉の粗抽出物、およびステビア・ステビア抽出物を含む食品に対する、物理的検査なしの拘留	12	米国では、特定の高純度ステビア配糖体抽出物は一般的に安全であると認識されており、合法的に販売され、食品に添加することができるが、ステビアの葉や粗抽出物は食品に使用することは許可されていない。
12	52-08	陶磁器の上塗りが鉛やカドミウムを過剰に含むため、物理的検査なしの拘留	10	

2.3 日本の企業が多く見られる輸入警告③

個別解説（１）

#16-74　塩漬け、乾燥、くん製、漬物、発酵、塩水漬けにされた、内臓を取り除かれていない魚、または部分的に内臓を取り除かれた魚

・大型魚（頭と尾を含む体長５インチ（12.7センチ）以上）：
塩漬け、乾燥、くん製、酸性化、漬物、発酵、または塩水漬けにされた、内臓が取り除かれていない、または部分的に内臓が取り出された大型魚の荷口は、拘留される場合がある。内臓が取り除かれていない大型魚の安全な処理方法について、FDAが許可したものは無いため、該当荷口は輸入拒否される。

・小型魚（頭と尾を含む体長５インチ（12.7センチ）未満）：
製造会社が輸入警告の「グリーンリスト」（後述）に記載されていない場合、塩漬け、乾燥、くん製、漬物、発酵、または塩水漬けにされた、内臓が取り除かれていない、または部分的に内臓が取り除かれた小魚の荷口は、拘留される場合がある。

カタクチイワシやニシンの幼魚などの小型魚の加工業者は、ボツリヌス菌の増殖と毒素形成を制御する方法を用いて魚が適切に処理加工されている場合、当該輸入警告の「グリーンリスト」への掲載を申請し、FDAから承認を得ることが可能である。グリーンリストへの掲載を申請するには、魚製品の加工業者は、塩分濃度が少なくとも20%、水分活性が0.85以下、またはpH 4.6以下になる工程など、安全な製品として加工されていることを証明する書類を用意する必要がある。

2.3 日本の企業が多く見られる輸入警告④

個別解説（2）

#99-39 不正表示とみられる輸入食品に対する物理的検査なしの拘留

「不正表示」とみられるのは、①識別名称または食品名（common or usual name)がないもの、②正味内容量が実際の内容量と異なっているもの、③栄養成分表の表示がないもの、④内容が表示と異なっているもの、⑤ラベル表記に一部日本語が含まれているにもかかわらず、（FDA規制上で求められる）全ての表示が英語を含む２ヵ国語表記になっていないものなど、ラベル表示に誤りや不適切な表示があるものを理由とするものが多い。

出所：NIH.gov

個別解説（3）

#99-37 低酸性缶詰食品および酸性化食品の加工過程に必要な情報の届け出がない

低酸性缶詰食品(LACF)および酸性化食品(AF)製品の商業加工業者は、21 CFR Part 108 の必須要件、および 21 CFR Part 113 および 114 に基づくの現行適正製造基準(CGMP)規制を遵守し、各製品のLACFおよびAF製品ごとに製造工程に関する情報を FDA に提供し承認される必要がある。公衆衛生上有害な微生物の増殖および毒素産生を制御するよう、適切に製造されていることについて事前承認が得られていない場合、FDAは警告を発する。

21 CFR Part108：https://www.ecfr.gov/current/title-21/chapter-I/subchapter-B/part-108
（参考）21 CFR Part113：https://www.ecfr.gov/current/title-21/chapter-I/subchapter-B/part-113
21 CFR Part114：https://www.ecfr.gov/current/title-21/chapter-I/subchapter-B/part-114

2.3 日本の企業が多く見られる輸入警告⑤

個別解説（４）

#16-125 ボツリヌス毒素産生の可能性があるため、冷蔵（適切なラベルがなく冷凍されていない）の生魚、および低酸素包装された水産物を物理的検査なしで拘留

真空パックなど低酸素包装で、冷蔵された生魚などの水産物に対する、物理的検査なしの拘留。ボツリヌス菌毒素産生のリスクがある。また、冷蔵または冷凍の低酸素包装の生の水産物で、内臓が取り除かれていないものや、部分的に内臓を取り除いた魚は、ボツリヌス菌が魚の内臓に存在することが知られているため、輸入拒否の対象となる。

個別解説（５）

#66-41 未承認の医薬品

栄養補助食品や化粧品に、医薬品の訴求内容を謳うもの、例えば、「癌に効く」、「血圧を下げる」、「糖尿病に効く」、「腎臓病に効く」、「体重を減らす」、「肌の色が白くなる」などの効能を謳う例が見られる。このように体の構造に変化を与える効能は医薬品の訴求内容とみなされ、栄養補助食品や化粧品にこのような効能を謳うことは、未承認の医薬品を販売する違法行為とみなされ、拘留対象となる。

出所：FDA

2.3 日本の企業が多く見られる輸入警告⑥

個別解説（６）

#16-119 水産物輸入に求められる輸入者の義務が果たされていない

米国へ輸入される全ての水産物は、米国の適用規制に適合した条件で加工されている
ことを示す必要がある。輸入者は、HACCPのレビューや定期的なサンプリング、第三機関による確認や記録などの方法により、その製品が適合していることを確認する必要がある。

参考：21 CFR Part 123.12
https://www.ecfr.gov/current/title-21/chapter-I/subchapter-B/part-123/subpart-A/section-123.12

出所：FDA

出所：FDA

2.4 レッドリスト・グリーンリスト・イエローリスト①

輸入警告が発出された場合、企業や製品ごとに掲載されている「レッドリスト」、「グリーンリスト」、「イエローリスト」により、FDAの対応が異なってくる。以下、輸入警告が発出された場合、それぞれのリスト掲載企業や製品に対するFDAの対応について説明する。

出所：Certified Laboratories

レッドリスト:

DWPE（物理的検査なしの拘留）の対象となる企業や製品

イエローリスト:

監視強化の対象となっている企業・製品・国、あるいは、GMP（適正製造規範）上の問題は満たされている可能性があるが、過去の違反の性質上、個々の製品の更なる実地調査や追加分析が必要となる可能性のある企業。

グリーンリスト:

グリーンリストに掲載されている企業/製品は、その輸入警告の下でDWPEが免除される。グリーンリストに掲載されている企業は、食品の安全が確保され、規制を満たした製品を出荷することを確実にするために必要となる、製造工程と予防措置を備えていることを既にFDAに提示しており、輸入が許可されている。

2.4 レッドリスト・グリーンリスト・イエローリスト②

FDAは、特定の国または地域から輸入される、特定の種類の製品で違反のパターンが見られると判断した場合、当該国・地域を対象とした広範囲の輸入警告を発出する場合がある。この場合において、輸入警告の「グリーンリスト」に掲載されている企業は、食品の安全が確保され、規制を満たした製品を出荷することを確実にするために必要となる、製造工程と予防措置を備えていることを既にFDAに提示しており、輸入が許可されている。

自分の会社や製品が輸入警告の対象にならないようにするには、FDAの食品・医薬品・化粧品法(FDCA)の適用要件に全て準拠し、違反していないことを確認する必要がある。

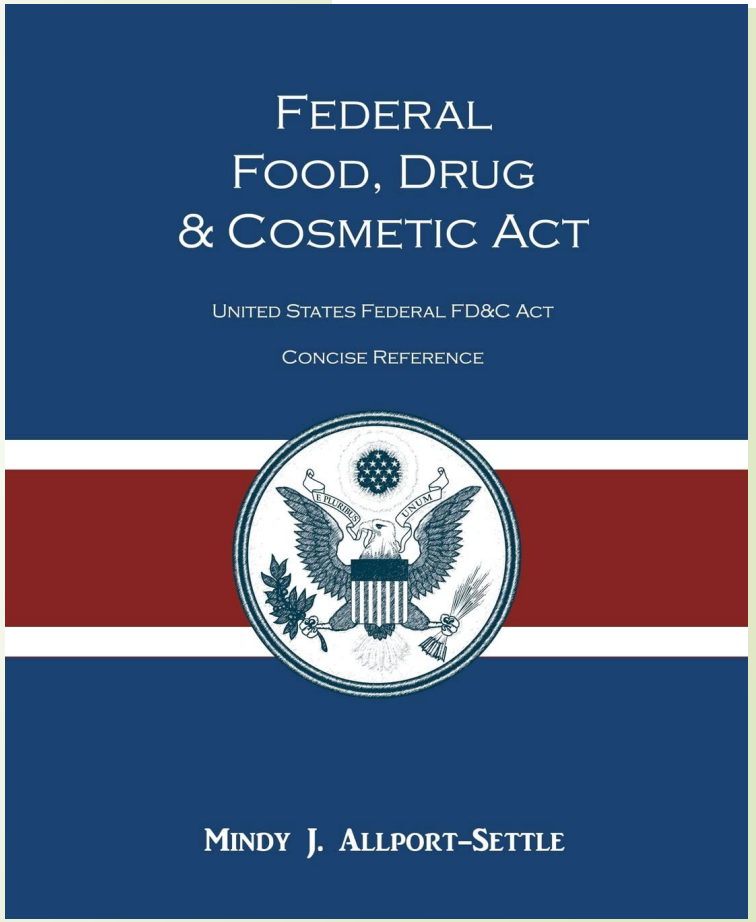

出所：Amazon.com

2.5.　輸入警告の掲載を削除するには①

FDAが製品または企業をDWPEから削除し、拘留を解除するには、DWPEの原因となった状況が解決され、製品の今後の出荷が安全かつ食品安全規制に準拠しているという根拠を示す必要がある。根拠を示すための書類は、各DWPEにおける違反の性質、企業や製品などによって異なる。

FDAの規制手順マニュアル(Regulatory Procedure Manual：RPM)第9-8章では、製品/企業/国がDWPEの対象となる可能性がある状況と、削除に関する一般的な事項について概説している。さらに、該当する輸入警告の「ガイダンス」セクションには、DWPEから削除を申請するための手法と、連絡先が記載されている。

（参考）Regulatory Procedure Manual(RPM)： https://www.fda.gov/media/71776/download

また、企業が自社の製品を輸入警告の「レッドリスト」（前述）から除外するには、問題の原因を特定し、将来の違反を防ぐための具体的な是正措置を実施した方法を詳細に説明した申請書を、FDAに提出する必要がある。問題が克服されたことの証拠として、企業は通常、違反していない出荷を少なくとも5回連続して行う必要がある(「クリーン出荷」)。裏付けとなる証拠には、監視記録、改訂された標準操作手順(SOP)、第三者監査レポートなどが含まれる。

2.5.　輸入警告の掲載を削除するには②

ステップ　1	輸入警告の理由や背景をレビューし、規制手順マニュアル（RPM）のセクション9-8-15から9-18-19（※）を確認し、必要な申請手続きや根拠文書を確認する。
ステップ２	輸入警告からの削除やグリーンリストへの掲載について、申請書を用意し、FDAの輸入業務部（Division of Import Operation）に送付する。 メールアドレス：importalert2@fda.hhs.gov 郵送先: 12420 Parklawn Drive, ELEM-3109, Rockville, MD 20857
ステップ３	申請の受領連絡と同時にケース番号が通知される。FDAによるレビューの開始と完了は混雑状況と問題の複雑さによって異なる。
ステップ４	レビュー後、FDAの判断についてレターが発行されるが、全ての項目について十分な資料があれば輸入警告から削除、そうでない場合は、削除できない理由が説明される。

Eureka Global Solutions
International Business Advisory Services

（※）のリンク：
https://www.fda.gov/media/71776/download

輸入警告の削除申請が却下されないようにするには:

以前は、5回のクリーン出荷をFDAに提出するだけで、企業を「レッドリスト」から除外するのに十分であることがよくあった。しかし、FDAは規制の焦点を予防措置に移行したため、違反の原因となった状況を根本的に解決するために講じた措置について詳細に説明した資料を申請書に添付するなど、是正措置計画を提出する必要がある。また、出荷量が極端に小さいものや、出荷の間隔が極端に短く、違反原因の解決に十分な時間が取られていないとみられる場合、除外申請が却下される可能性がある。

2.6　輸入警告参考情報

各種参考情報については、FDAの以下のページから入手可能である。

Eureka Global Solutions
International Business Advisory Services

. **輸入警告について**

https://www.fda.gov/industry/actions-enforcement/import-alerts

. **輸入警告リストからの削除申請について**

https://www.fda.gov/industry/import-alerts/removal-dwpe-under-import-alert

. **輸入警告の分かり易やすい読み方**

https://www.fda.gov/industry/import-alerts/how-read-import-alert

. **関連業界からよくあるご質問**

https://www.fda.gov/industry/import-alerts/industry-faqs-import-alerts

. **輸入警告についての検索（日付別、国別、製品別など）**

https://www.fda.gov/industry/import-alerts/search-import-alerts

出所：FDA

終わりに

2
8

Eureka Global Solutions
International Business Advisory Services

本プレゼンテーションでは、米国FDAによるリコール、そしてFDAによる輸入警告について、日本の企業が多くみられるものに焦点を当て、その対策について説明した。

ご質問があれば、以下までお問い合わせください。

本件に関する問い合わせ先：米国輸出支援プラットフォーム
電話番号：1-213-624-8855 Email アドレス：lag-USPF@jetro.go.jp